

議 長 次に、日程第7「議案第11号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長 それでは、説明させていただきます。この改正条例でございますが、平成28年2月5日に、平成28年4月1日から施行される部分を盛り込んだ、先ほど申し上げました省令のほうは官報公布されております。同じような形で、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部の改正に伴いまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する基準が改正されたことによりまして、この条例のほうの所要の改正をするものでございます。

主な改正点は、介護予防認知症対応型通所介護において、地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から運営推進会議の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について所要の基準改正を行うこととなります。

それでは、改正本文の次でございます参考資料、新旧対照表を用いて説明させていただきます。主な改正条項は、第39条となります。こちらの改正条例のほうも、介護保険法本条例改正による引用規定の条項、字句等を改める部分の説明は省かせていただきたいと思います。主な改正点を説明させていただきます。新旧対照表2ページ、3ページをお願いいたします。第3節運営に関する基準、地域との連携等でございます。第39条改正案をごらんください。改正案として第1項、第2項を新設して、現行の第1項、第2項を各第3項、第4項として、また第5項を新設させていただきます。

第1項でございますが、読み上げさせていただきます。「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する町の職員又は地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会

(運営推進会議)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等聞く機会を設けなければならない」こととなります。

第2項には、記録の作成、記録の公表を定めております。この第39条の規定は、第3章以降の準用規定にも盛り込まれております。

次のページをお願いいたします。第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護以降の運営推進会議の設置につきましては、準用条項に盛り込まれております。また、運営に関する基準について、指定介護予防認知症対応型通所介護と同様のものについては削除となりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

また、新旧対照表6ページから7ページにつきましては、第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護について定めております。

改正本文3ページをお開きください。附則でございます。この条例の施行期日ですが、平成28年4月1日から施行させていただきたいと存じます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第11号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 それでは、ここで暫時休憩といたします。10時半より…10時30分より再開いたします。 (10時15分)